陳情第１１７号	受理年月日	令和８年９月１日
付託委員会	経済港湾委員会	
件　　名	（仮称）ひびきの北ビル新築工事（データセンター建設）について、市として、関連会社へ福岡県環境保全に関する条例に基づいた申請手続を求め、認可が出るまでは、対象工事を一時中止させることを求める陳情について	

要　旨

９月１日現在、若松区ひびきの北１－101にて（仮称）ひびきの北ビル新築工事が行われている。これについて、関連会社が若松区40区自治会・ひびきの地区まちづくり協議会１月定例会で行った説明では、データセンターを２棟建設予定としていた。しかし、７月の説明会時では、「まず１棟目の建設を行う。その後２棟目を建設するが詳細は未定」とし、９月１日現在は先行造成工事（２月開始）を行っており、３分割の工事となっている。

これに対して、８月の説明会時に市民から「福岡県環境保全に関する条例（以下、条例という）」の申請手続をしていないのではないかとの指摘があった。その回答では、２棟目の建設計画が未定であり、資料がないため実施していない旨が明らかになっている。条例では３ヘクタール以上の造成地が対象であり、先行造成工事自体は約2.6ヘクタールを対象としたものであったが全体では３ヘクタールを超えるものであり、条例の説明にあるように、工事を分割したとしても、一体的な開発行為を行う区域として認定され、対象となるものである。条例に従えば、既に行われている先行造成工事着工の30日前に申請手続をしなければならず、条例違反の疑いや環境アセス逃れのための分割工事の疑いもあるのではないかと考える。

このデータセンター建設予定地はもともと市有地であり、市はこれまで関連会社へ様々な指導を行っている。市は、土地販売を行った責任者として、都市計画の責任者として、条例に基づく申請手続を実施させ、その認可が出るまでは工事を一時中止するよう指導していただきたい。

（続　く）

また、上記の疑いが晴れ、市民が納得するように市として説明をしていただきたい。

もともと、この間の「Ｇ－ＣＩＴＹ戦略」や「デジタル共生プラットフォーム」構想などは、市から十分な説明や合意形成がないまま進められており、今回のデータセンター建設に代表されるように、地域住民の間で広く不安と不満の声がある。データセンター建設予定地は、住宅街と小学校に隣接するものとして強い反対の声がある。さらに今回の疑惑がある中では、デジタルインフラ（データセンター）と地域との共生は到底考えられるものではない。「地域にとって安心できなければ、企業も安心して立地できない」と市長が会見で話していたが、まさに土台となる地域の安全が脅かされている。私たちの陳情は、安全・安心とともに住みやすいまちづくりを望む地域住民の最低限の願いである。議員の皆様においては、趣旨をご理解いただき、ご対応いただくようお願いするものである。ついては、以下のとおり陳情する。

陳情事項

（仮称）ひびきの北ビル新築工事建設関連会社へ市として福岡県環境保全に関する条例に基づいた申請手続を求めること。

また、認可が出るまでは、対象工事を一時中止させること。